

大阪市立苅田南小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）



他者からある行為をされたとき、されている人が心身の苦痛を感じていたら、それは「いじめ」である。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の定義を受けて、本校では「いじめは、いつでも、どの子どもにも、どの学級においても起こり得る。」という認識のもと、「自他を大切にし、意欲的に学校生活を過ごすことのできる子どもを育成する」ために「大阪市立苅田南小学校『学校いじめ防止基本方針』」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の6点をあげる。

- (1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
- (2) いじめの未然防止についての取組
- (3) いじめの早期発見についての取組
- (4) いじめの早期解決についての取組
- (5) いじめ防止（対策）委員会と、保護者や地域・関係機関との連携
- (6) 重大事案への対処における教育委員会との連携

3. いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

＜基本姿勢＞

- 全校朝会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (1) 「あなたが大事」のフレーズを教育活動の根幹に据え、一人ひとりに徹底的に関わる。子どもの頑張りは見逃さず、ほめ、認める。このことで、子どもは「先生は自分のことを見てくれている、気にしてくれている」との思いを抱き、教職員との信頼関係が構築され、安心して学校生活を送ることができるようになる。
- (2) 読み物教材を使用して考えたり、意見交流をしたりし、道徳的実践力を身につける。
- (3) 植物や生き物を育てることを通して、命の大切さを知り、友だちのことも大切にできる児童を育てる。
- (4) 学級の問題に目をそむけず、議題にしてよりよい学級集団を作ろうとする児童を育てる。一人一人を大切にし、お互いのことを認め合える集団作りを進める。
- (5) 代表委員会が中心となって掲げたスローガン「未来へつなごう！ 一人ひとりが生きる 楽しい学校」を全校朝会等で折に触れ話題にあげ、そこに込められている「学校はいろんな人がいるから楽しい。一人ひとりの違いを理解し合い、よさを発揮できる楽しい学校に、みんなでしていこう」という思いを意識づけられるようにする。

4. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

- いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。
- いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めるとともに、学級や学年等の人間関係を把握して、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

(1) 授業改善について

- ① 学習規律を確立することで、学習が効果的に進み、学力の向上につながるようにする。
- ② 水曜日を「スイスイデー」として設定し、漢字や計算など、一人一人の習熟度に合わせた問題に取り組み、知識・技能の定着を図る時間を設ける。
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、個々の教員がそれぞれに研究課題をもち、実践を深めていくことで、指導力の向上を図る。

- ④-1 本校独自の「情報活用の実践力」到達目標系統表を活用し、ICTの基本的な操作や情報活用能力を系統的に習得するとともに、身に付けた情報活用能力を発揮させながら、「主体的・対話的で深い学び」のある学習活動を目指していく。
 - ④-2 デジタル教材や協働学習支援ツール等を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。
 - ④-3 ICT教育アシスタントを積極的に活用するとともに、教員へのICT研修を年3回以上行い、教員のICT活用能力のさらなる向上を図る。
- ⑤ 学びコラボレーターや学びサポートーを活用し、授業や放課後等において、学力に課題のある児童の学習支援を行う。

(2) 「安全・安心な教育の推進」に向けての研修会の実施

- ① 生活指導全体会（毎月職員会議後）
- ② いじめ問題に関する校内研修会（8月）
- ③ いじめ対応にかかる研修（8月、オンデマンド研修、総合教育センター）
- ④ いじめ対策の徹底に向けたeラーニング研修（7～9月、教育委員会指導部）
- ⑤ 校内人権教育実践交流会（2月）
- ⑥ 住吉区東部人権教育研究協議会 夏期研修会（7月）
- ⑦ 住吉区東部人権教育研究協議会 教育研究集会（1月）

(3) 自己有用感や自己肯定感を高めるために

全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

- ① 各学年集団作りにおいて、対話や場の設定を工夫し、自分の思いを適切に表現するとともに、協力することの大切さが理解できるようにする。
- ② 道徳の時間や学級経営の中で、互いの行動を見つめ合い、よさを見つけ合う活動を計画的に行うことで、相互的な共感を生み、自己肯定感を高められるようにする。
- ③ 係や当番・委員会の仕事など役割分担をし、活発に活動することで、人の役に立つ喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。
- ④ たてわり班での活動を通して、高学年は、リーダーである自覚を持たせ、低学年には、みんなで活動する楽しさを味わわせる。自主的な活動を通して、やり遂げた充実感を児童が味わえるようにする。

(4) スマートフォンや携帯電話の使い方を学び、友だちを傷つけるような内容でメールを送信したり、SNSを利用したりしないよう指導する。

(5) 「いじめ（いのち）について考える日」の設定

5月の大型連休明けの月曜日を「いじめ（いのち）について考える日」として設定し、互いに支え合って生きることの大切さ、夢や希望をもって生きることや自分を大切にする心、他者への思いやりなどを育む取り組みを実施する。

- ・全校朝会での校長講話
- ・いじめ対策あるいは生命の尊さをテーマとした各学年での特別活動や道徳の授業の実施
- ・「いじめアンケート」の実施

5. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

○ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での的確に関わり、いじめを積極的に認知する。

(1) 学級での児童観察で発見できることが望ましいが、それだけではすべてを見抜くことは難しい。学校全体で一人一人の児童を育てるというスタンスで関わり、誰にでも相談できる雰囲気づくりをする。ささいな変化に気づいたときは、担任に知らせる。月1回のいじめ防止委員会や生活指導全体会で情報を共有し、指導にあたる。

(2) 児童の変化を記録する。（5W1H）時系列を追ってわかりやすく書く。

(3) 「いじめについてのアンケート」を年間3回（5・10・1月）実施する。アンケート結果により、教育相談等を活用して、児童に聞き取りをする。いじめを認知またはいじめの疑いに気付いた場合、直ちに管理職・人権教育主担・生活指導部長に報告する。

(4) 「心の天気」や相談機能を活用し、児童の実態把握に努める。

(5) SOSレターや相談窓口なども児童に紹介し、児童が一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないようにする。

6. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

○ 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、「いじめ対策委員会」（管理職）に直ちに情報を共有する。その後は、「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) いじめられた児童または保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあるはず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。

(3) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールサポーター等の外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

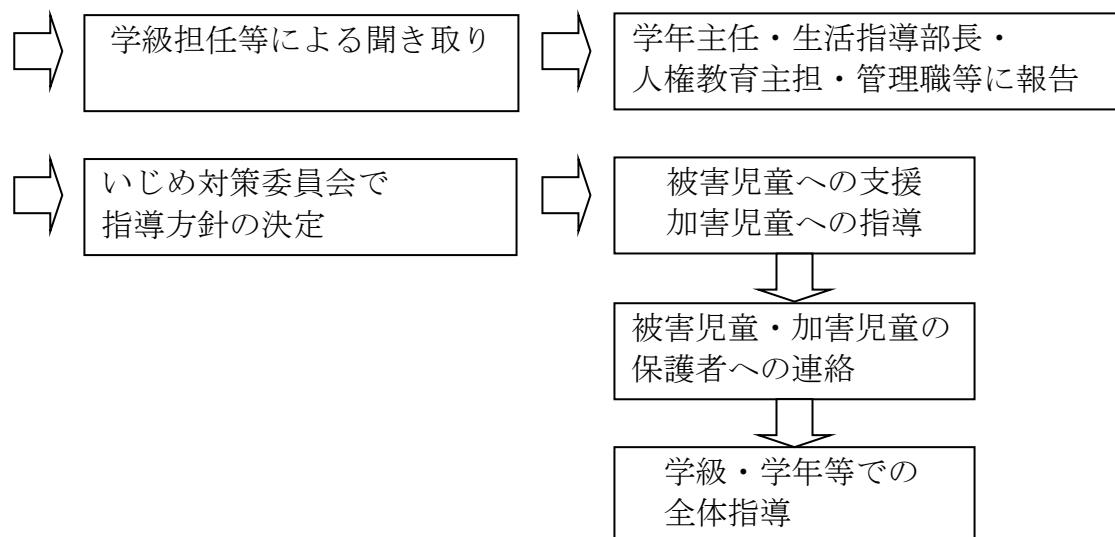
また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、一定の教育的配慮の下、別室での特別の指導計画による指導も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

- ・いじめの可能性に気付いた
- ・いじめと疑われる行為を発見した
- ・児童や保護者から相談や訴えがあった
- ・外部から通報があった



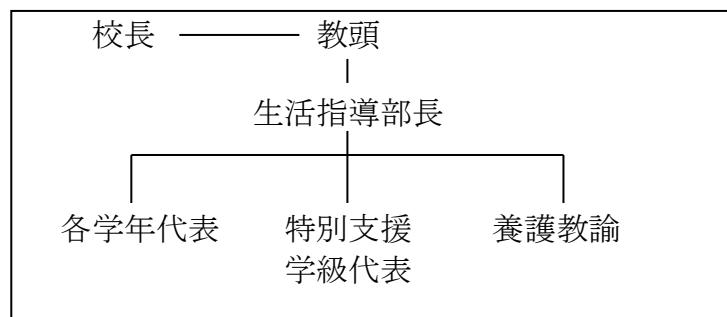
＜いじめ発見の際の流れ＞

7. いじめ防止（対策）委員会と、保護者や地域・関係機関との連携

(1) 学校内の組織

① いじめ防止委員会（生活指導部会）

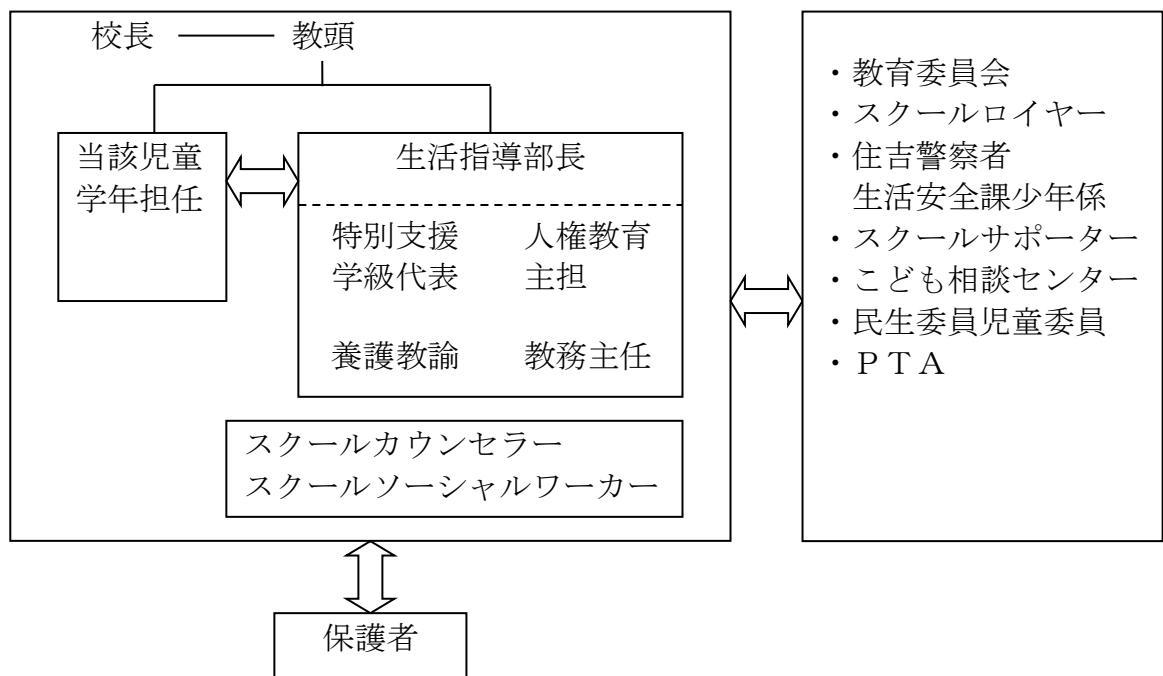
- ## ・構成メンバー



- ・活動内容・・・・・〇学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成
 - ・校内研修の企画・実施 等
 - 〇気になる児童の実態交流
 - ・児童観察やアンケートの結果より分析・情報交換
(情報の共有化・教職員の連携)
 - ・今後の措置について
 - ・開催時期・・・・・毎月1回

② いじめ対策委員会

- ## ・構成メンバー



- ・活動内容・・・・・緊急会議の開催、指導・援助の体制の構築、方針の決定
 - ・開催時期・・・・・随時

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 仲間づくりに関わる授業の様子や感想などをホームページや学校だよりなどを通して発信する。
- ② 学校協議会では、仲間づくりに関する授業や取り組みについて伝え、いじめを許さない姿勢を伝える。

(3) 取組内容の検証

- ① 令和7年度「運営に関する計画」において、「安全・安心な教育の推進」に向けた年度目標の達成をめざした取組内容を評価し、改善していく。

【年度目標】

- ・ 小学校学力経年調査における「いじめは、どんな理由があってもいけない」とだと思いますか」に対して、最も肯定的な「そう思う」と回答する児童の割合を85%以上にする。(R6:83.8%)

【取組内容】

- ・ 生活指導部会および生活指導全体会で、いじめや虐待に関して気になる児童の実態交流を行い、全教職員で共有していく。
- ・ 「大阪市いじめ対策基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ対策を徹底する。
- ・ 「いじめアンケート」の実施によるいじめの早期発見の取り組みを徹底し、いじめを受けた児童の「救済」に努める。

【指 標】

- ・ 「心の天気」を毎日活用し、児童の実態の把握に努める。
- ・ 生活指導部会および生活指導全体会で、いじめや虐待に関して気になる児童の実態交流を毎月行う。
- ・ いじめアンケートにおいて認知したいじめについて、8割以上解消する。
- ・ いじめアンケートを年3回以上実施し、早期発見を徹底する。(5・10・1月)
- ・ いじめ防止委員会等を必要に応じて開き、いじめを受けた児童の救済を最優先する。

- ② 3学期のいじめアンケートの結果をふまえて、その年度の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。

8. 重大事案への対処における教育委員会との連携

◎いじめ防止対策推進法第28条の重大事態に該当する可能性が高い事案

(緊急度【高】)

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているもの。「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。
- ・保護者から申立てがあった場合。

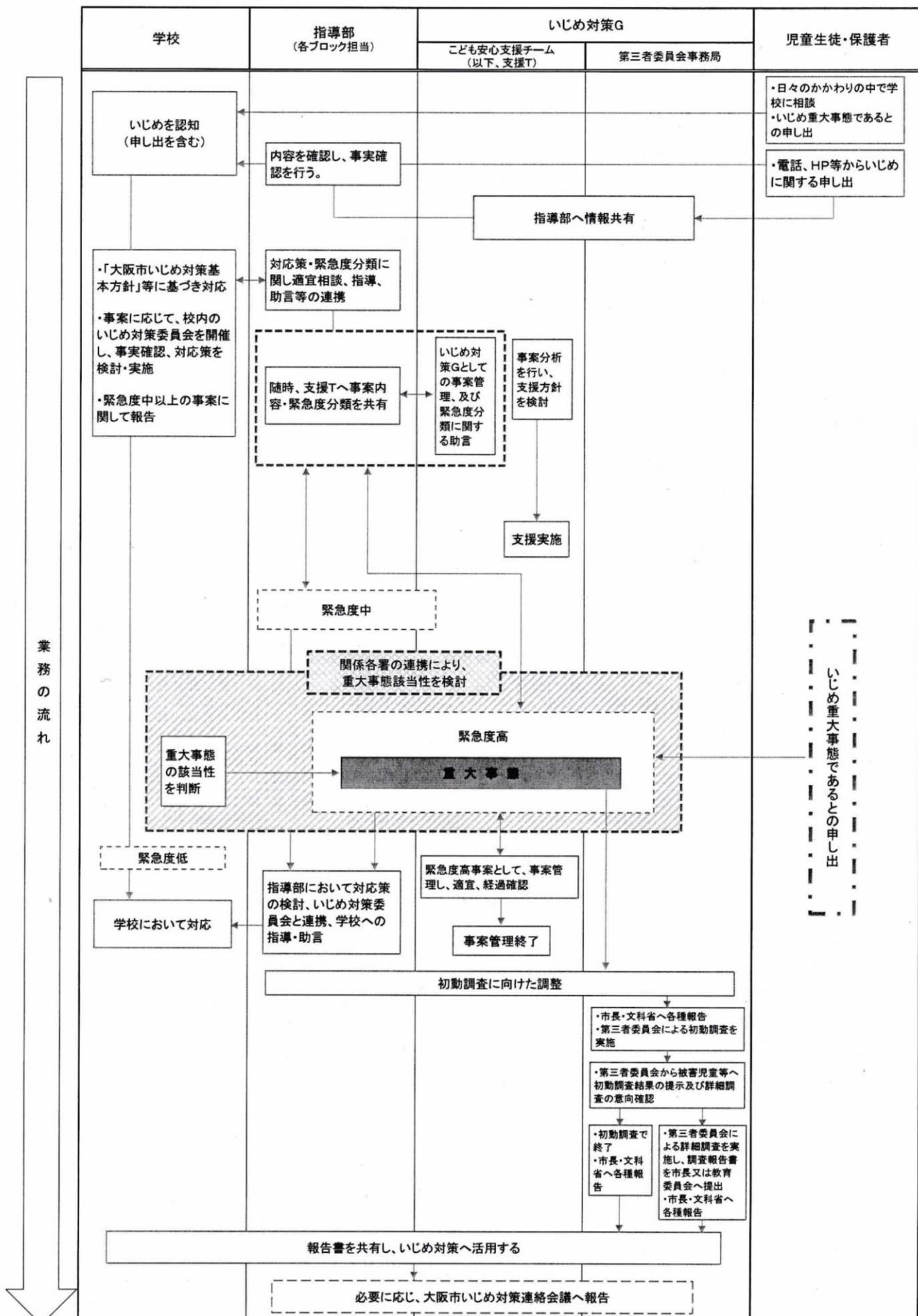
- (1) 学校は、上記のような重大事態が発生した場合は、隠ぺいせず、誠意のある対応をする。（窓口は、教頭に一本化する。）
 - 被害児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - 被害児童・保護者に対して、自発的・主体的に詳細な調査の実施を提案する。
- (2) 学校のもとに重大事態の調査組織を置き、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 教育委員会が調査主体の場合
 - ・ 外部の第三者を構成員とする。
 - ・ 当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者。
 - 学校が調査主体の場合
 - ・ 調査について指導助言や人的支援を受ける。
 - ・ 調査結果の情報提供についても、内容・方法・時期につき指導助言を受ける。
- (3) 調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行う。

【説明事項】 ①調査の目的・目標

- ②調査主体（組織の構成・人選）
- ③調査時期・期間（スケジュール・定期報告）
- ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供（どのような情報を、どのような形式で）

- (4) 教育委員会への報告
 - 発生報告—重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて指示を得る。
 - 調査結果報告—調査結果及びその後の対応方針について報告・説明する。

いじめ事案の対応にかかる事務フロー



《参考文献》

「いじめの防止等のための基本的な方針」

(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)

附 則

この方針は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 4 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 7 年 8 月 26 日から施行する。